



島根県報

平成16年 4 月 6 日 (火)

第 1 561 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	1
土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	1
土地改良事業計画書の縦覧	(")	3
解除予定保安林 (2 件)	(森 林 整 備 課)	3

公 告

基本測量の実施	(用 地 対 策 課)	3
都市計画変更の図書の縦覧 (3 件)	(都 市 計 画 課)	4
開発行為に関する工事の完了	(")	4
都市計画変更の図書の変更 (2 件)	(下 水 道 推 進 課)	5

雑 報

平成16年度第 1 回危険物取扱者試験の実施		5
------------------------	--	---

正 誤

平成15年 9 月30日付け島根県報第1,509号中	(森 林 整 備 課)	6
----------------------------	---------------	---

告 示

島根県告示第394号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第46条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年 4 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

開設者の名称	施設の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ひょうま	居宅介護支援事業所「しずかさん」	益田市小浜町468 - 7	平成16年 4 月 1 日
社会福祉法人 かも福祉会	かも福祉会居宅介護支援事業所	大原郡加茂町大字宇治328番地 加茂町総合保健福祉センター	平成16年 4 月 1 日
社会福祉法人 五箇村社会福祉協議会	五箇村社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	隠岐郡五箇村北方278番 2 五箇村地域福祉センター	平成16年 4 月 1 日
社会福祉法人 石見さくら福祉会	石見さくら福祉会 居宅介護支援事業所	邑智郡石見町大字矢上3899番地 1	平成16年 4 月21日

島根県告示第395号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があ

ったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 4 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

浜田市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

宇津 徹男 浜田市相生町3902番地
大谷 幸廣 浜田市内村町1581番地
佐々木 博 浜田市下有福町213番地
野村 保弘 浜田市宇野町1045番地
石田 熊雄 浜田市田橋町31番地
殿川 定美 浜田市佐野町イ86番 1 地
伊藤 詳雄 浜田市国分町595番地 1
鳥越 登 浜田市三階町1078番地
鍛冶畑義征 浜田市長見町656番地
信田 久樹 浜田市西村町807番地
川崎 真之 浜田市上府町イ671番地

監事

佐々木喜久 浜田市鍋石町304番地
閻田眞太郎 浜田市久代町1655番地
佐々木一郎 浜田市後野町224番地

2 就任年月日

平成16年 3 月19日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

宇津 徹男 浜田市相生町3902番地
大谷 幸廣 浜田市内村町1581番地
佐々木 博 浜田市下有福町213番地
野村 保弘 浜田市宇野町1045番地
石田 熊雄 浜田市田橋町31番地
殿川 定美 浜田市佐野町イ86番 1 地
伊藤 詳雄 浜田市国分町595番地 1
鳥越 登 浜田市三階町1078番地
鍛冶畑義征 浜田市長見町656番地
信田 久樹 浜田市西村町807番地
川崎 真之 浜田市上府町イ671番地

監事

仁井 秀樹 浜田市長沢町1644番地 3
佐々木喜久 浜田市鍋石町304番地
閻田眞太郎 浜田市久代町1655番地

島根県告示第396号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 4 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大田市	池ノ原地区農道事業 (基盤整備促進事業)	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

島根県告示第397号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 4 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 解除予定保安林の所在場所
八束郡鹿島町大字佐陀本郷字野原2954 - 6、2954 - 10
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第398号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 4 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 解除予定保安林の所在場所
八束郡美保関町大字森山1253（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地
（「次の図」は省略し、その図面を島根県庁及び美保関町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成16年 4 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 作業種類
基本測量 (1 : 25,000地形図修正測量)
- 2 作業期間
平成16年 4 月15日から平成17年 3 月25日まで
- 3 作業地域
県内全域

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年 4 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
仁摩都市計画道路
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年 4 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
三隅都市計画道路
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年 4 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
浜田都市計画道路
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 4 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 開発区域
安来市安来町字城谷697番地 外 1 筆
面積 2,330.20平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市安来町754番地 9
株式会社佐嶋工務店 代表取締役 佐嶋省一

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年 4 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
木次都市計画下水道
- 2 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年 4 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
三刀屋都市計画下水道
- 2 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の 5 第 1 項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第 1 項の規定に基づき公示する。

平成16年 4 月 6 日

財団法人消防試験研究センター理事長 池 田 春 雄

- 1 試験の種類
甲種危険物取扱者試験
乙種危険物取扱者試験
丙種危険物取扱者試験
- 2 試験の日時及び場所
(1) 試験の日時
平成16年 6 月13日（日） 丙種の試験 9 時30分から

甲種・乙種の試験 13時00分から

(2) 試験の場所

松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、西郷町

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部 (持参又は郵送のこと。)

(2) 受験願書受付期間

平成16年 4 月14日から 4 月28日まで (郵送の場合は、 4 月28日までの消印のあるものに限って受け付ける。)

(3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円

乙種危険物取扱者試験 3,400円

丙種危険物取扱者試験 2,700円を所定の方法により納付すること。

4 その他

(1) 受験願書用紙常置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、各総務事務所、各地区消防本部

(郵送により請求する場合は、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて「危険物取扱者試験願書請求」と朱書きした封筒に、160円切手を貼った請求者あて先明記の返信用角型 2 号封筒を同封すること。)

(2) 問い合わせ先

〒690-0882 松江市大輪町420 - 1 島根県大輪町団体ビル 2 階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

(電話0852 - 27 - 5819)

正

誤

平成15年 9 月30日付け島根県報第1,509号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ
七

島根県告示第
八百十三号中
の保安林予定
の所在場所

三五八〇の二から
三五八二の五
まで、

三五八〇の二、三
五八二の三から三
五八二の五まで、

誤

正